

【記入例】

令和6年度（令和5年分）給与支払報告書（総括表）
日置市長 宛

令和6年0月0日 提出		指定番号 2222222222	
給与の支払期間	令和5年0月分から△月分まで		
給与支払者の個人番号又は法人番号	1	2	3
フリガナ	マルマルカブシキガイシャ		
給与支払者の氏名又は名称	〇〇株式会社		
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	事業種目	製造業	
フリガナ	受給者総人員	100 人	
同上の所在地	特別徴収対象者	あ 10 人	
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	普通徴収対象者（退職者）	い 3 人	
連絡者の氏名、所属課、係名及び電話番号	普通徴収対象者（退職者を除く）	う 2 人	
関与税理士等の氏名及び電話番号	報告人員の合計	え 15 人	
	所 轄	〇〇税務署	
	給与の支払方法及びその期日	毎月20日	
	納入書の送付	必要 不要	

● 注意点

○令和6年1月1日現在、日置市に住所または居所を有する人が報告の対象となりますので提出前に再度の確認をお願いします。

○印字されている内容に修正がある場合や記載内容を訂正する場合は、朱書きで訂正をお願いします。

① 日置市以外の方も含む報告人員の総数を記入してください。

② 特別徴収（給与から市県民税を差し引く方法）をする方の給与支払報告書の枚数を記載してください。

③ 普通徴収（個人が納付書等で支払う方法）の方の給与支払報告書の枚数を「退職者」と「退職者以外」を分けて記載してください。

④ 納付書での支払いをしない（インターネットバンキング、共通納税システムによる支払い）場合は、「不要」に○をしてください。

⑤ 普通徴収（個人が納付書等で支払う方法）の方の給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄にも略号を記載してください。（例 普通徴収A）

注意
摘要欄に略号の記入がない場合や略号に該当しない理由の場合は普通徴収申請があった場合でも特別徴収として取扱います。

提出前に必ず確認をお願いします。

- ① 総括表「あ」+「い」+「う」=「え」
 - ② 総括表「い」= 普通徴収申請書「い」
 - ③ 総括表「い」+「う」= 普通徴収申請書「お」
- 総括表と普通徴収申請書の人数の突合だけでなく、給与支払報告書の枚数との突合もお願いします。

令和6年度普通徴収申請書

日置市長 様

給与支払者の個人番号又は法人番号 1234567891234

指定番号 2222222222

事業所名 〇〇株式会社

この申請書以降の者は、下記理由で特別徴収できないため、普通徴収として申請します。

略号	申請理由（下記7項目以外の理由は不可）	人数
A	給与の支払期間が1月を超える期間によって定められている給与のみ	1 人
B	外国航路を航行する船舶の乗組員で、1月を超える期間以上乗船するため、慣行として不定期	人
C	総受給者数が（乙欄・退職者を除いた合計）が2名以下	人
D	退職している（又は5月末日までに退職予定）	い 3 人
E	給与が少なく個人住民税額が引ききれない	1 人
F	給与の支払いが不定期又は通年の雇用ではない	人
G	他の事業所で特別徴収をする（乙欄該当者）	人
普通徴収申請者 合計人数		お 5 人

※ 給与支払報告書は、A5サイズ（A4サイズの場合は切り離してください。）での提出をお願いします。

※ 総括表記載の枚数と給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致しない場合があります。お手数ですが、提出前にそれぞれの枚数を再度確認してください。

※ 独自様式により総括表を作成される場合に指定番号が記載されていない場合があります。お手数ですが、指定番号の記載漏れがないよう再度確認してください。

※ 給与支払報告書提出後、令和6年4月1日現在で給与の支払いを受けなくなった（なる）人がいる場合の異動届出書は、令和6年4月15日までに提出してください。（地方税法第317条の6）

【提出前チェックリスト】

ご提出いただく期限前後はお問い合わせ等により、電話がつながりにくい状況になります。ご面倒ですが、以下のチェックリストを活用していただき、記載漏れや添付書類の不備等がないか再度ご確認ください。

- 給与支払報告書（個人別明細書）は令和6年1月1日現在、日置市に住所または居所を有する人について添付している。
- 給与支払報告書（個人別明細書）はA5サイズ（A4サイズの場合は切り離してください。）となっている。
- 給与支払報告書（総括表）中、「報告人員の合計」（え）と給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致している。
- 普通徴収の対象となる方がいる場合、普通徴収申請書の後に普通徴収対象者分の給与支払報告書（個人別明細書）を添付している。
- 給与支払報告書（総括表）中、「普通徴収対象者」の欄の人数（い）と（う）の合計と普通徴収申請書中、「普通徴収申請者合計人数」の欄の人数（お）、普通徴収対象者分給与支払報告書（個人別明細書）の枚数が一致している。
- 普通徴収申請者の給与支払報告書摘要欄に略号（A～G）を記入している。

注意 摘要欄に略号の記入がない場合や略号に該当しない理由の場合は普通徴収申請があった場合でも特別徴収として取扱います。（地方税法第321条の4）

- 全ての従業員（パート・アルバイト・退職者等）について給与支払報告書（個人別明細書）を添付している。
- 独自様式の総括表により提出をする場合、指定番号を記載している。